

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」及び「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」の一部を改正する告示案に関する意見の募集について

平成 20 年 11 月 19 日

国土交通省住宅局住宅生産課

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課

国土交通省及び経済産業省では、平成 20 年 5 月 30 日に公布されたエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律に伴い、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」及び「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」の一部を改正する告示案を作成致しました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様から、御意見を募集いたします。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」及び「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」の一部を改正する告示案に関する意見募集要領

■意見募集対象

- 平成十八年経済産業省・国土交通省告示第3号（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準）の一部を改正する告示（案）
- 平成十八年国土交通省告示第378号（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針）の一部を改正する告示（案）

■資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布
国土交通省住宅局住宅生産課にて配布致します。
（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階）
又は
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課にて配布致します。
（東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館5階512）

■意見募集期間

平成20年11月19日（水）～平成20年12月18日（木）18:15（必着）

■意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局生産課又は資源エネルギー庁省エネルギー対策までご意見を日本語にて送付して下さい。（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）

(1) F A Xの場合

F A X 番号：03-5253-1629

国土交通省住宅生産課「パブリックコメント担当」宛

又は

F A X 番号：03-3580-8439

資源エネルギー庁省エネルギー対策「パブリックコメント担当」宛へお送りください。

(2) 郵送の場合（「住宅に係る省エネ判断基準等の改正案に対する意見」と明記して下さい。）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

又は

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁省エネルギー対策課パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メールの場合（電子メールの題名を「住宅に係る省エネ判断基準等の改正案に対する意見」として下さい。）

メールアドレス：seisan@mlit.go.jp

国土交通省住宅生産課パブリックコメント担当宛

又は

メールアドレス：shouene-pub@meti.go.jp

資源エネルギー庁省エネルギー対策パブリックコメント担当宛

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

又は

資源エネルギー庁省エネルギー対策 パブリックコメント担当 宛

「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」及び「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」の一部を改正する告示案に関する意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分 :)